

# 債権総論2

## 弁済 その3

明治学院大学法学部教授

加賀山 茂



# 弁済充当の方法

## 1. 合意による充当

- 民法に明文の規定なし。契約自由の原則による。

## 2. 費用・利息・元本に関する充当

- 民法491条(1がない場合の優先規定)
- 当事者の一方による指定(民法488条)に優先する

## 3. 当事者の一方の指定による充当

- 民法488条(1, 2がない場合の規定)

## 4. 法定充当

- 民法489条(1, 2, 3がない場合の任意規定)
- 3があっても, 弁済者が異議を述べた場合を含む。



# 弁済充当の練習問題

## (2006年度司法試験問題)

- AがBに対して100万円の甲借入金債務と200万円の乙借入金債務を負っている場合における弁済充当に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。
1. 両債務とも利息付きの場合、Aは、Bに対して50万円を支払うと同時に、これを乙債務の元本の弁済に充当することを指定することができる。
  2. AがBに100万円を支払ったが、弁済の充当指定をしなかったので、Bが受領の時にこれを甲債務の弁済に充当する旨をAに告げた場合、Aは、直ちに異議を述べて、乙債務の弁済に充当することを指定することができる。
  3. 両債務とも無利息であり、甲債務の弁済期が到来しており、乙債務の弁済期が未到来の場合、Aは、Bに100万円を支払うと同時に、これを乙債務の弁済に充当することを指定することができる。
  4. 甲債務の弁済期が到来し、乙債務の弁済期が未到来の場合、AがBに150万円を支払ったが、ABともに弁済の充当指定をしなかったときは、甲債務が無利息、乙債務が利息付きであれば、150万円全額が乙債務の弁済に充当される。
  5. 両債務とも無利息で弁済期の定めがないが、甲債務が乙債務より先に成立した場合、AがBに150万円を支払ったが、ABともに弁済の充当指定をしなかったときは、50万円が甲債務の弁済に、100万円が乙債務の弁済に充当される。



# 弁済の提供の意義と機能

## ■ 弁済の提供の意味

### ■ 大判大10・7・8民録27輯1449頁

- [弁済の]提供なるものは...債権者の協力有るに非ざれば履行を完了するを得ざる場合に、債務者が当該事情の下に於て其為し得る限りのことを為し、唯唯債権者の協力無きが為めに履行を完了するを得ずと云う程度に迄、総てのことを為し尽すを謂うものとす。

## ■ 第492条（弁済の提供の効果）

- 債務者は、弁済の提供の時から、債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れる。



# 弁済提供の方法

## ■第493条（弁済の提供の方法）

- 〔現実の提供〕弁済の提供は、債務の本旨に従って現実になさなければならない。
- 〔口頭の提供〕ただし、債権者があらかじめその受領を拒み、又は債務の履行について債権者の行為を要するときは、弁済の準備をしたことを通知してその受領の催告をすれば足りる。



# 供託



# 供託の意義と要件

## ■ 第494条（供託）

- 債権者が弁済の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、
- 弁済をすることができる者（以下この目において「弁済者」という。）は、債権者のために弁済の目的物を供託してその債務を免れることができる。
- 弁済者が過失なく債権者を確知することができないときも、同様とする。



# 供託に適さない物の供託の方法

## ■ 第497条（供託に適しない物等）

- 弁済の目的物が供託に適しないとき、又はその物について滅失若しくは損傷のおそれがあるときは、
- 弁済者は、裁判所の許可を得て、これを競売に付し、その代金を供託することができる。
- その物の保存について過分の費用を要するときも、同様とする。





# 供託の効果

- 供託とは、債権者が弁済を受領しない場合に、債務者その他の弁済者がその債権を消滅させる目的をもって弁済の目的物を供託所(法務局)に寄託し、これによって債務を免れる制度である。
- したがって、供託の効果は、弁済と同様、債務の消滅である。
- 債権者の協力がない場合には、「弁済の提供」によって、債務不履行責任を免れることができるが、それによっては、債務の履行責任まで免れることはできない。その点、供託は、債務者の協力がない場合にも、債務者が債務の不履行責任ばかりでなく、債務の履行責任をも免れることができることに実益がある。



# 供託物還付(交付)請求権

## ■ 第498条(供託物の受領の要件)

- 債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託物を受け取ることができない。

## ■ 反対給付が必要な場合の還付請求の要件

- 反対給付の約定等がある場合には、「反対給付があったことを証する書面」が必要となる。



# 供託物の取戻し

## ■ 第496条（供託物の取戻し）

- ①債権者が供託を受諾せず，又は供託を有効と宣告した判決が確定しない間は，弁済者は，供託物を取り戻すことができる。この場合においては，供託をしなかったものとみなす。
- ②前項の規定は，供託によって質権又は抵当権が消滅した場合には，適用しない。

## ■ 目的不到達による供託の終了

- 弁済者の取戻請求により，供託関係は本来の目的を達しないまま終了する。



# 弁済による代位



# 弁済による代位の効果

## ■ 第501条(弁済による代位の効果)

- 前2条の規定により債権者に代位した者は、自己の権利に基づいて求償をすることができる範囲内において、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。この場合においては、次の各号の定めるところに従わなければならない。
  - 一 保証人は、あらかじめ先取特権、不動産質権又は抵当権の登記にその代位を付記しなければ、その先取特権、不動産質権又は抵当権の目的【物】である不動産の第三取得者に対して債権者に代位することができない。
  - 二 第三取得者は、保証人に対して債権者に代位しない。
  - 三 第三取得者の1人は、各不動産の価格に応じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。
  - 四 物上保証人の1人は、各財産の価格に応じて、他の物上保証人に対して債権者に代位する。
  - 五 保証人と物上保証人との間においては、その数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に応じて、債権者に代位する。
  - 六 前号の場合において、その財産が不動産であるときは、第一号の規定を準用する。〔号の追加〕



# 練習問題1

- AのBに対する6,000万円の債権について, C, Dが保証人となり, E, Fが物上保証人となった。
- Eは価格4,000万円の不動産について債権者Aのために抵当権を設定し, Fは6,000万円の不動産に債権者Aのために抵当権を設定したとする。
- 保証人Cが債務者Bに代わって6,000万円を弁済した場合に, 保証人Cは, 債権者Aに代位して, Fの不動産に対する抵当権を実行して, 6,000万円全額の回収ができるか。



# 練習問題1の解説

- 保証人Cは、6,000万円支払った場合、C自身の負担部分は、1,500万円と計算されるので、それを超えて支払った分につき、それぞれの保証人の負担部分の範囲で求償することができることになる(民法465条)。
- すなわち、Dに対しては1,500万円、Eに対しては1,200万円、Fに対しては、1,800万円ということになる。
- したがって、CはFの不動産については、抵当権を実行しても、1,800万円の範囲でしか配当を受けることができない。

資格		責任財産	負担部分	計算式
債務者	B	全財産	6,000	$6,000 \times (1/1)$
保証人	C	全財産	1,500	$6,000 \times (1/4)$
保証人	D	全財産	1,500	$6,000 \times (1/4)$
物上保証人 (第三取得者)	E	4,000万円	1,200	$6,000 \times 2/4 \times (4,000 / (6,000 + 4,000))$
物上保証人 (第三取得者)	F	6,000万円	1,800	$6,000 \times 2/4 \times (6,000 / (6,000 + 4,000))$



# 練習問題2

- 債権者Aは、Bに対して6,000万円の債権を担保させるため、C、D、E、Yを連帯保証人とし、さらに、CとYとは、その所有するそれぞれの甲不動産(2,000万円)、乙不動産(3,000万円)に抵当権を設定させた。
- その後YはBに代わってBの債務全額を弁済し、Aに代位してCの抵当権を実行した。
- Cの不動産に後順位抵当権を有するXは、Cの負担部分が最も少なくなる説として、以下のC説を主張している。
- Xの主張は認められるか。





# 練習問題2の解説1

## ■ A説(最高裁)

- 物上保証人を兼ねる保証人もすべて一人の保証人とみなす。
- C, Yの物上保証人としての性質が無視されるのが難点。

資格		責任財産	負担部分	計算式
債務者	B	全財産	6,000万	$6,000 \times (1/1)$
保証人	C	全財産+ 2,000万円	1,500万	$6,000 \times (1/4)$
保証人	D	全財産	1,500万	$6,000 \times (1/4)$
保証人	E	全財産	1,500万	$6,000 \times (1/4)$
保証人	Y	全財産+ 3,000万	1,500万	$6,000 \times (1/4)$



# 練習問題2の解説2

## ■ B説

- 物上保証人を兼ねる保証人は、物上保証人とみなす。
- C, Yの保証人としての性質が無視される上、Cが単なる保証人よりも負担が少なくなるのが難点。

資格		責任財産	負担部分	計算式
債務者	B	全財産	6,000万	$6,000 \times (1/1)$
保証人	D	全財産	1,500万	$6,000 \times (1/4)$
保証人	E	全財産	1,500万	$6,000 \times (1/4)$
物上保証人	C	全財産+ 2,000万	1,200万	$6,000 \times 2/4 \times (2,000 / (2,000 + 3,000))$
物上保証人	Y	全財産+ 3,000万	1,800万	$6,000 \times 2/4 \times (3,000 / (2,000 + 3,000))$



# 練習問題2の解説3

## ■ C説

- 物上保証人を兼ねる保証人は、保証人と物上保証人の二人であるとみなす。
- Y, Cの負担部分が極端に増加する一方で, Cの物的負担が極端に少なくなるのが難点。

資格		責任財産	負担部分	計算式
債務者	B	全財産	6,000万	$6,000 \times (1/1)$
保証人	C	全財産	1,000万	$6,000 \times (1/6)$
保証人	D	全財産	1,000万	$6,000 \times (1/6)$
保証人	E	全財産	1,000万	$6,000 \times (1/6)$
保証人	Y	全財産	1,000万	$6,000 \times (1/6)$
物上保証人	C	2,000万	800万	$6,000 \times 2/6 \times (2,000 / (2,000 + 3,000))$
物上保証人	Y	3,000万	1,200万	$6,000 \times 2/6 \times (3,000 / (2,000 + 3,000))$



# 練習問題2の解説4

## ■ D説

- 物上保証人を兼ねる保証人は、保証人と物上保証人という競合した責任を負担する。
- Dが全額弁済して、Aに代位し、Yの不動産の抵当権を実行して1,800万円配当を受け、C、Eから1,500万円ずつ回収すると、回り求償が生じるという難点がある。

資格		責任財産	負担部分	計算式
債務者	B	全財産	6,000万	$6,000 \times (1/1)$
保証人	C	全財産	1,500万	$6,000 \times (1/4)$
保証人	D	全財産	1,500万	$6,000 \times (1/4)$
保証人	E	全財産	1,500万	$6,000 \times (1/4)$
保証人	Y	全財産	1,500万	$6,000 \times (1/4)$
物上保証人	C	2,000万	1,200万	$6,000 \times 2/4 \times (2,000 / (2,000 + 3,000))$
物上保証人	Y	3,000万	1,800万	$6,000 \times 2/4 \times (3,000 / (2,000 + 3,000))$



# 練習問題2の解説5

## ■ E説

- 物上保証人を兼ねる保証人は、保証人の責任の範囲内で、物件の価格に応じた物的負担をする。
- D説の競合責任の意味を、保証人の責任の範囲に限定する理論的根拠が明確でない。

資格		責任財産	負担部分	計算式
債務者 (その第三取得者)	B	全財産	6,000	$6,000 \times (1/1)$
保証人	C	全財産	1,500万	$6,000 \times (1/4)$
保証人	D	全財産	1,500万	$6,000 \times (1/4)$
保証人	E	全財産	1,500万	$6,000 \times (1/4)$
保証人	Y	全財産	1,500万	$6,000 \times (1/4)$
物上保証人 (その第三取得者)	C	2,000万	1,000万	$1,500 \times (2,000/3,000)$
物上保証人 (その第三取得者)	Y	3,000万	1,500万	$1,500 \times (3,000/3,000)$



# 最一判昭61・11・27

## 民集40巻7号1205頁(1/2)

- 民法501条但書四号，五号の規定は，保証人又は物上保証人が複数存在する場合における弁済による代位に関し，右代位者相互間の利害を公平かつ合理的に調整するについて，代位者の通常的意思ないし期待によって代位の割合を決定するとの原則に基づき，代位の割合の決定基準として，担保物の価格に応じた割合と頭数による平等の割合を定めているが，右規定は，物上保証人相互間，保証人相互間，そして保証人及び物上保証人が存在する場合における保証人全員と物上保証人全員との間の代位の割合は定めているものの，代位者の中に保証人及び物上保証人の二重の資格をもつ者が含まれる場合における代位の割合の決定基準については直接定めていない。
- したがって，右の場合における代位の割合の決定基準については，二重の資格をもつ者を含む代位者の通常的意思ないし期待なるものを捉えることができるのであれば，右規定の原則に基づき，その意思ないし期待に適合する決定基準を求めるべきであるが，それができないときは，右規定の基本的な趣旨・目的である公平の理念に立ち返って，代位者の頭数による平等の割合をもって決定基準とするほかはないものといわざるをえない。



# 最一判昭61・11・27

## 民集40巻7号1205頁(2/2)

- しかし、右の場合に、二重の資格をもつ者は他の代位者との関係では保証人の資格と物上保証人の資格による負担を独立して負う、すなわち、二重の資格をもつ者は代位者の頭数のうえでは二人である、として代位の割合を決定すべきであると考えるのが代位者の通常の意味ないし期待でないことは、取引の通念に照らして明らかであり、また、仮に二重の資格をもつ者を頭数のうえであくまで一人と扱い、かつ、その者の担保物の価格を精確に反映させて代位の割合を決定すべきであると考えるのが代位者の通常の意味ないし期待であるとしても、右の二つの要請を同時に満足させる簡明にしてかつ実効性ある基準を見出すこともできない。
- そうすると、複数の保証人及び物上保証人の中に二重の資格をもつ者が含まれる場合における代位の割合は、民法501条但書四号、五号の基本的な趣旨・目的である公平の理念に基づいて、二重の資格をもつ者も一人と扱い、全員の頭数に応じた平等の割合であると解するのが相当である。



# 活用すべき文献

- 組織のリーダーは何をすべきであり、何を  
してはならないか
  - P.F.ドラッカー(上田惇生訳)『非営利組織の経営』ダイヤモンド社(2007)
  - フィッシャー=ユーリー(金山宣夫, 浅井和子訳)『ハーバード流交渉術』三笠書房(1990)
- 法律家のものの考え方
  - カイム・ペレルマン, 江口 三角(訳)『法律家の論理—新しいレトリック』木鐸社(2004)
- 民法の入門書(DVD付)
  - 加賀山茂『民法入門・担保法革命』信山社(2013)
- 民法(財産法)全体を理解する上での  
助っ人
  - 我妻栄=有泉亨『コンメンタール民法』〔第3版〕日本評論社(2013)
  - 金子=新堂=平井編『法律学小辞典』有斐閣(2008)
- 契約法全体についての概説書
  - 佐藤孝幸『実務契約法講義』民事法研究会(2012)
  - 加賀山茂『契約法講義』日本評論社(2009)
- 債権総論の優れた教科書
  - 平井宜雄『債権総論』〔第2版〕弘文堂(1994)
- 債務不履行に関する文献
  - 平井宜雄『損害賠償法の理論』東京大学出版会(1971)
  - 浜上則雄「損害賠償における「保証理論」と「部分的因果関係の理論」(1)(2・完)民商66巻4号(1972)3-33頁, 66巻5号35-65頁
- 債権者代位権・直接訴権, 詐害行為取消権, 連帯債務, 保証の文献
  - 加賀山茂『債権担保法講義』日本評論社(2011)

